令和6年4月の組織改正に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟市消防局長 小林 徹

新潟市消防局訓令第4号

令和6年4月の組織改正に伴う関係規程の整理に関する規程

(建築物同意事務取扱規程の一部改正)

第1条 建築物同意事務取扱規程(昭和35年消防本部訓令第107号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「予防課(設備指導係)」を「規制指導課(設備係)」に、「市民安全課」を「予防課」に改める。

(新潟市消防署組織規程の一部改正)

第2条 新潟市消防署組織規程(昭和51年消防本部訓令第5号)の一部を次のように改 正する。

第3条市民安全課の項中「市民安全課」を「予防課」に改め、同条地域防災課の項中 「地域防災課」を「消防課」に、「地域防災係」を「消防係」に改める。

(新潟市消防職員安全衛生管理規程の一部改正)

第3条 新潟市消防職員安全衛生管理規程(昭和55年消防局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「消防署市民安全課長」を「消防署予防課長」に改める。

第9条第2項中「地域防災課長」を「消防課長」に改める。

第11条第2項中「市民安全課総務係長」を「予防課総務係長」に改める。

第17条第3項第1号中「市民安全課長」を「予防課長」に改める。

第19条中「市民安全課総務係」を「予防課総務係」に改める。

(新潟市消防局の国際消防救助隊への派遣に関する規程の一部改正)

第4条 新潟市消防局の国際消防救助隊への派遣に関する規程(昭和63年消防局訓令第

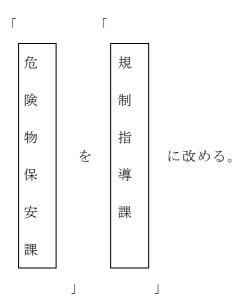
5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「警防課防災救助係」を「警防課警防救助係」に改める。

(強風時の消防対策規程の一部改正)

第5条 強風時の消防対策規程(平成9年消防局訓令第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「危険物保安課長」を「規制指導課長」に、



別表第2中「地域防災課長」を「消防課長」に、「市民安全課長」を「予防課長」に 改める。

(新潟市消防地理水利調査規程の一部改正)

第6条 新潟市消防地理水利調査規程(平成9年消防局訓令第10号)の一部を次のよう に改正する。

第10条第2項中「地域防災課長」を「消防課長」に改める。

(新潟市消防局震災対策規程の一部改正)

第7条 新潟市消防局震災対策規程(平成25年消防局訓令第5号)の一部を次のように 改正する。

別図中「危険物保安課」を「規制指導課」に、「各消防署市民安全課」を「各消防署予防課」に、「各消防署地域防災課」を「各消防署消防課」に改める。

(新潟市消防局及び消防署の当直勤務に関する規程の一部改正)

第8条 新潟市消防局及び消防署の当直勤務に関する規程(平成28年消防局訓令第3号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ただし書中「指令課の係長」を「消防課長」に改め、同項第2号中「地域防災係長、地域防災係救助担当係長」を「消防係長、消防係訓練担当係長」に 改める。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。